

8月出水の振返りと流域治水の推進について

令和4年11月25日

青森県 県土整備部 河川砂防課



青森県基本計画

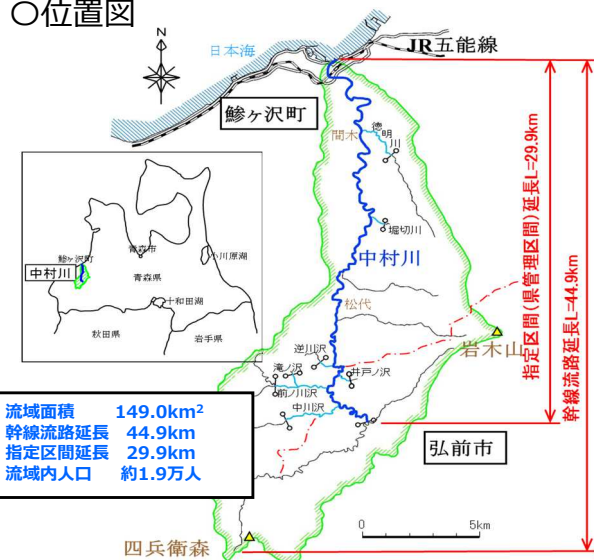
「選ばれる青森」への挑戦

支え合い、共に生きる

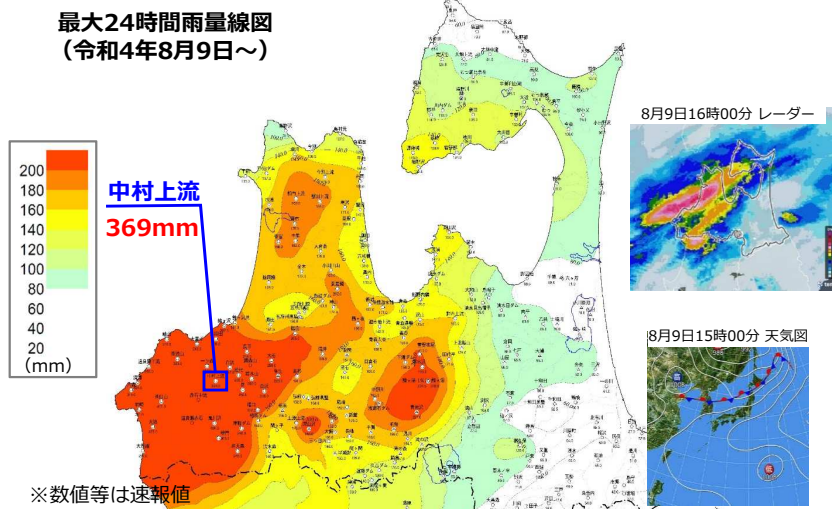
1. 8月出水の状況

- 令和4年8月9日からの大雨により、中村川上流雨量観測所では最大24時間雨量が369mmに達し、これは2001年の観測開始以来、最大の降雨量となった。
- 中村川の中村水位観測所では最高水位T.P.+11.26mに達し、氾濫危険水位を大きく上回った。
- 上記の観測結果をもとに算出した新中村橋地点の被災流量は、整備計画目標流量を上回る600m³/sである。

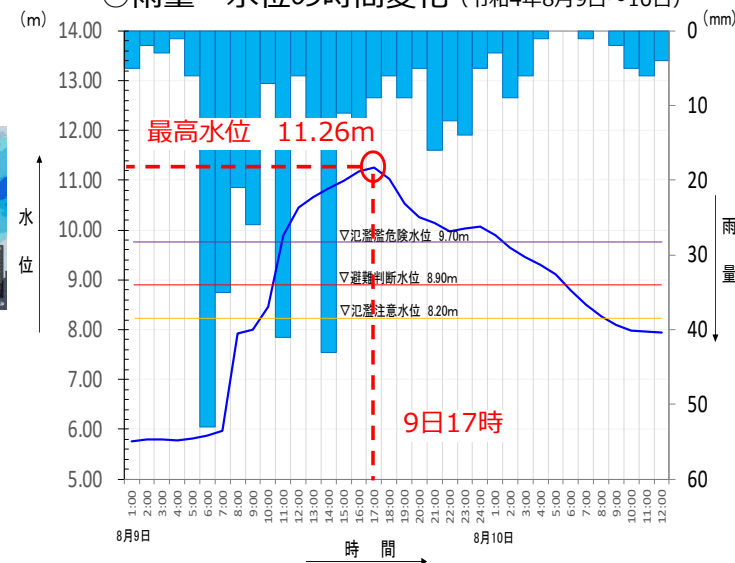
○位置図



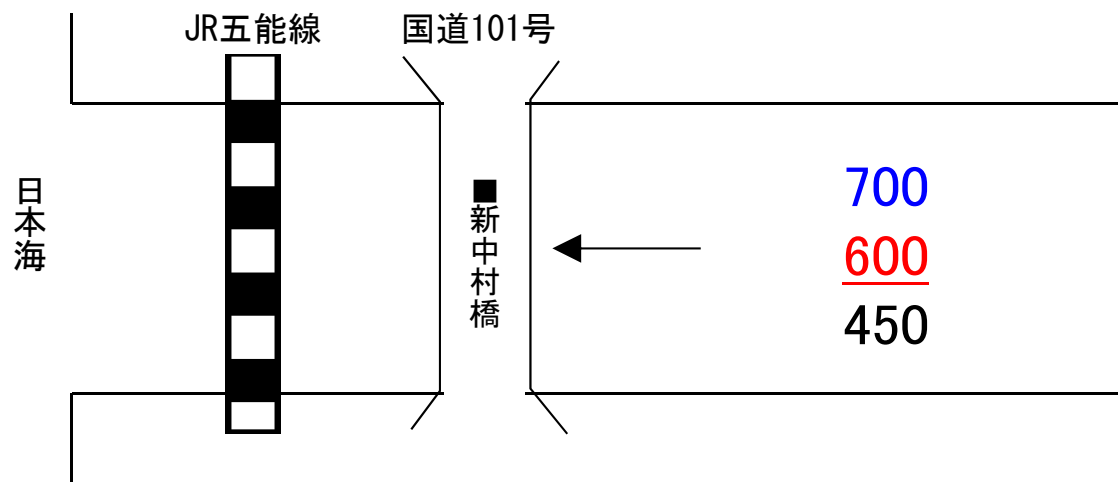
○気象状況



○雨量・水位の時間変化 (令和4年8月9日～10日)



○被災流量の検証



(単位: m³/s)

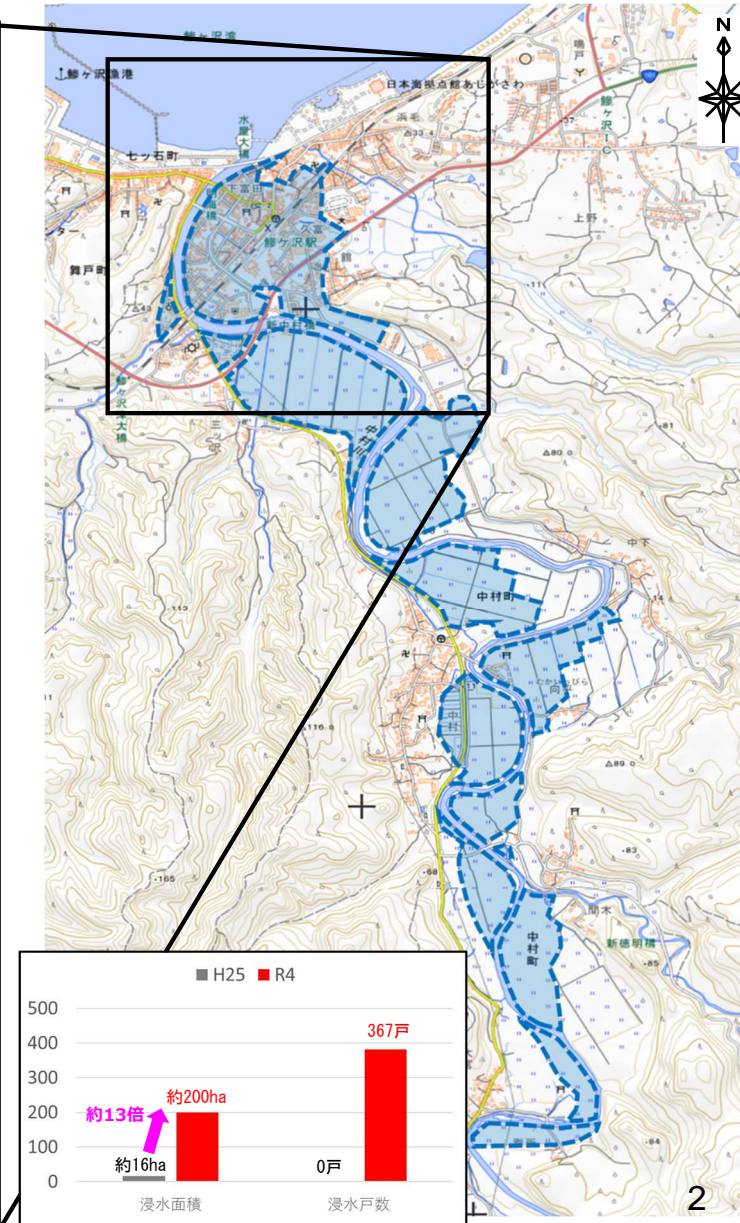
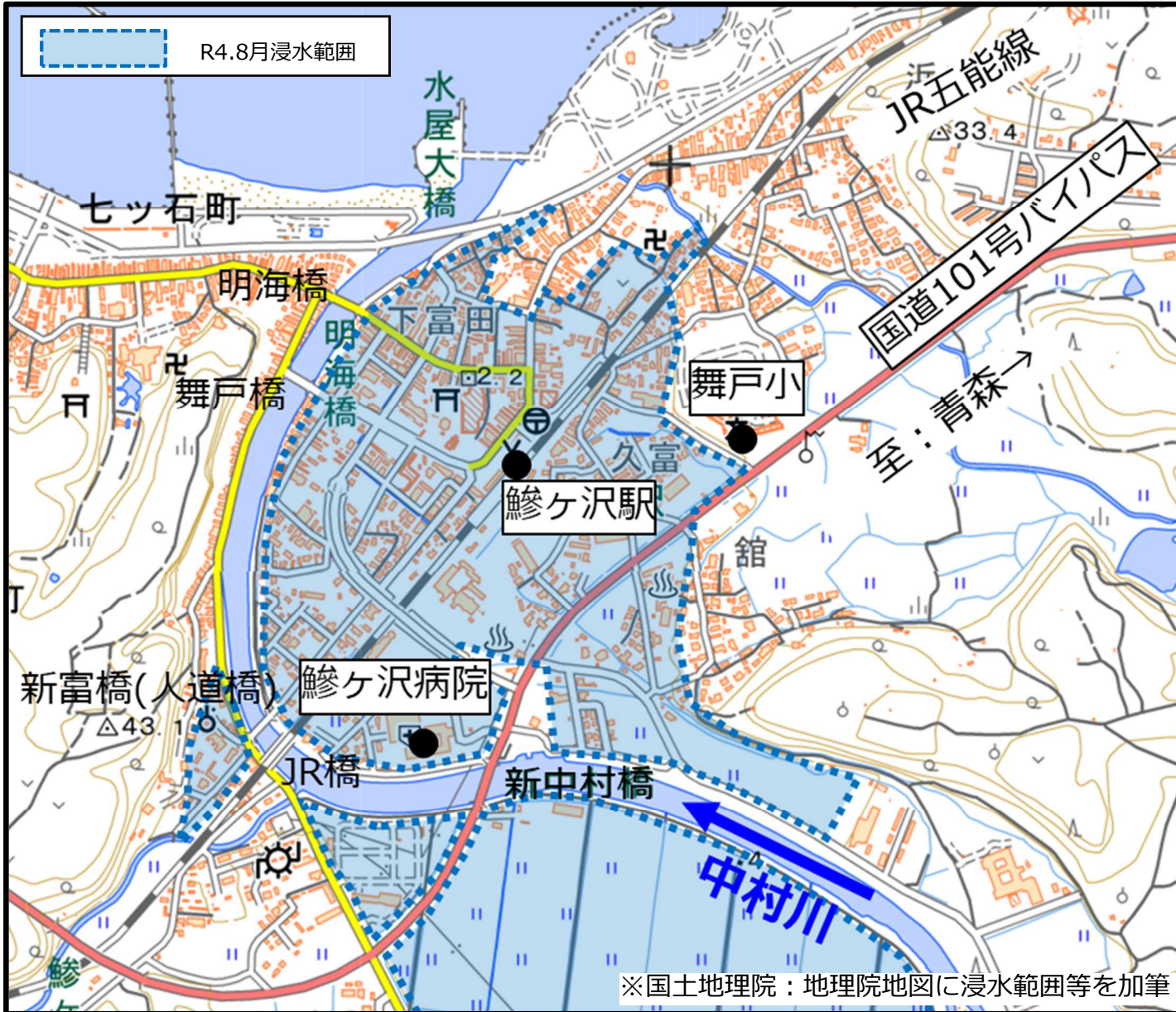
上: 基本方針目標流量

中: 被災流量

下: 整備計画目標流量

2. 今回の洪水の検証

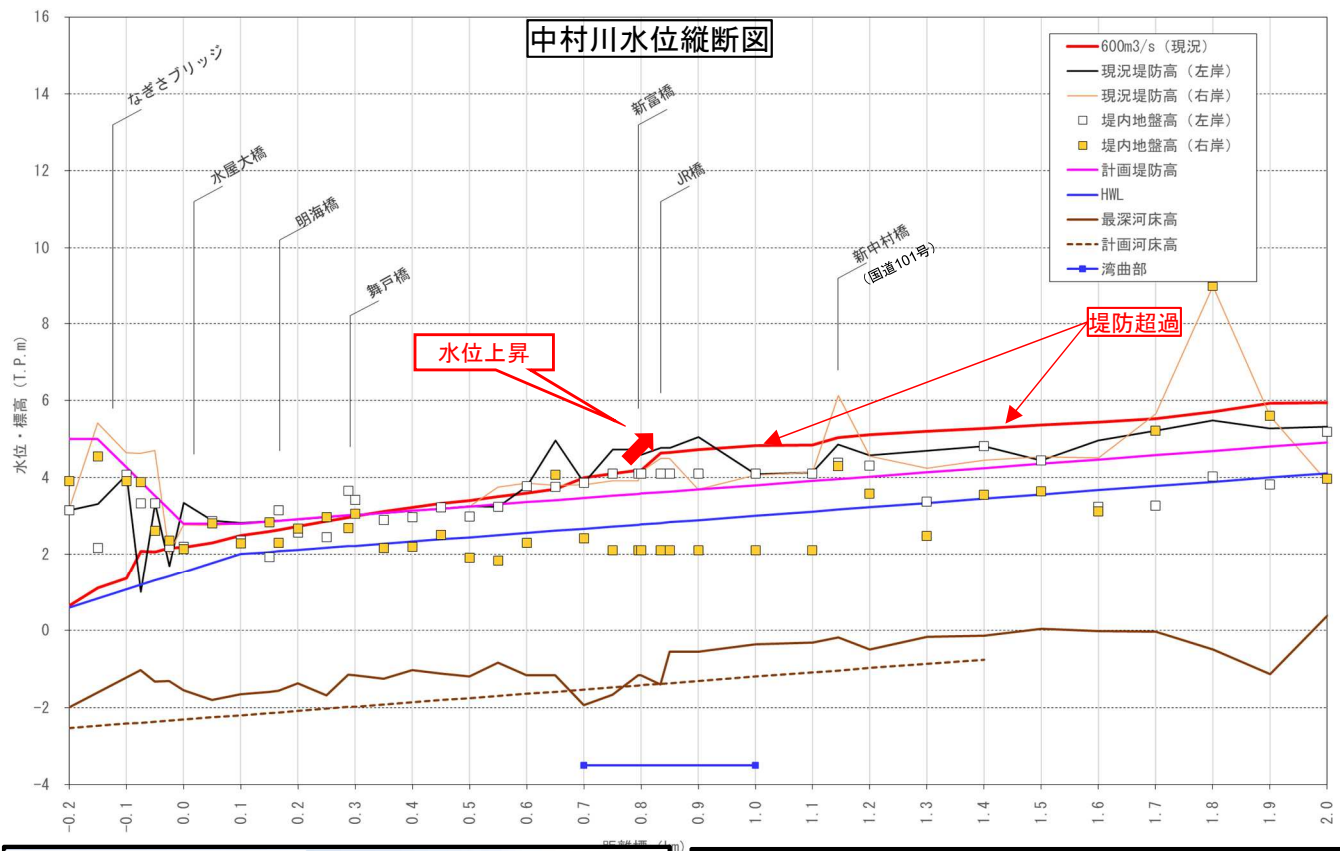
- 中村川の中上流部では、堤防から越水した外水氾濫により農地約160haが浸水した。
- 下流部市街地では、低い土地での内水氾濫及び堤防から越水した外水氾濫により、**床上305戸、床下62戸、浸水面積40ha**の浸水被害が発生した。



2. 今回の洪水の検証

<外水氾濫のメカニズム>

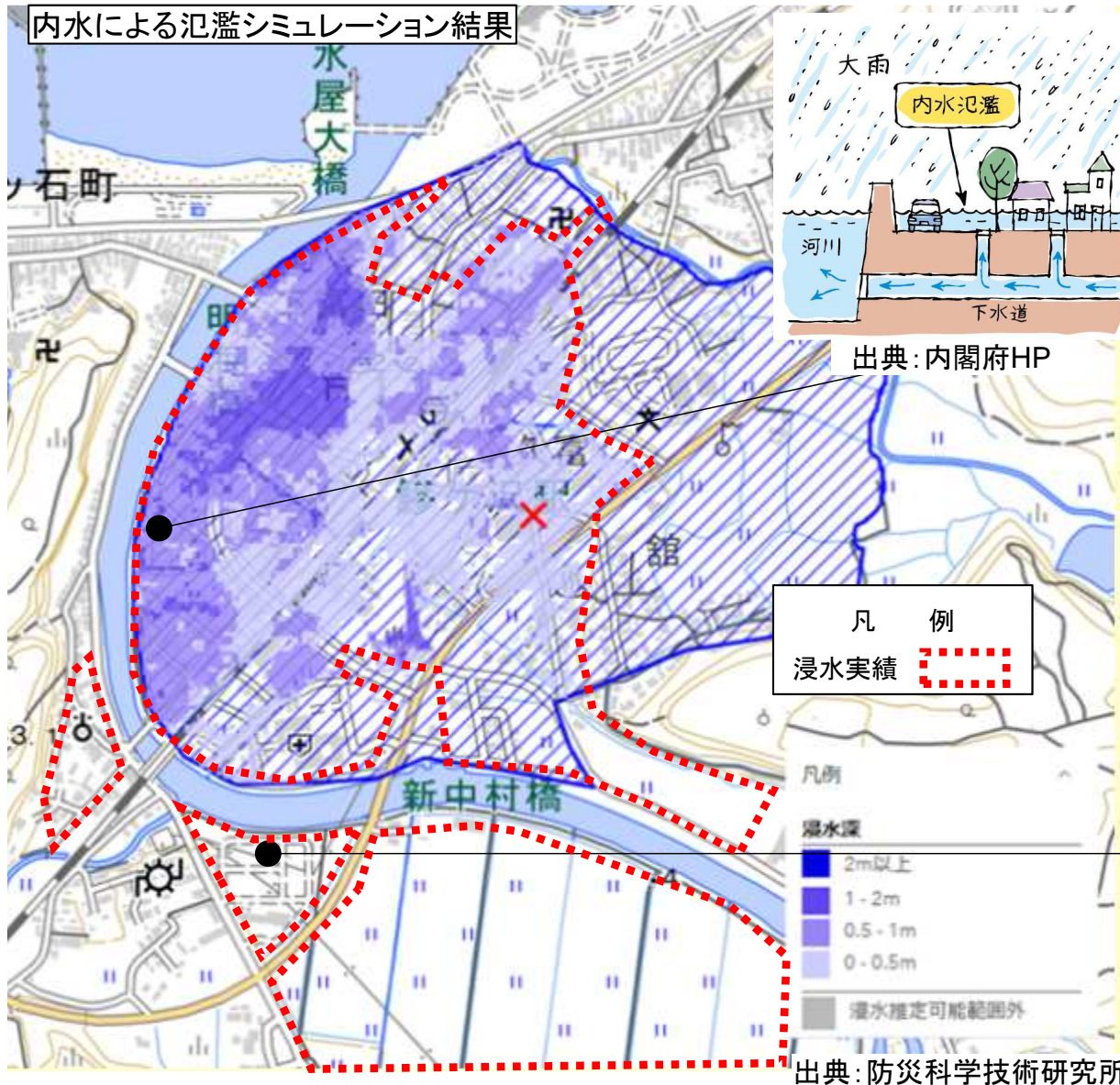
- JR橋付近の未改修区間は河道断面が狭く、湾曲していることから、JR橋上流における水位のせき上がりにより外水氾濫が発生した。



2. 今回の洪水の検証

<内水氾濫のメカニズム>

- 市街地での降雨に対し、河川への排水が追い付かず地盤が低い土地では内水氾濫が発生した。



3. 流域治水の推進について

「流域治水」の施策のイメージ

- 流域治水とは、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備、ダムの建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考えです。
- 治水計画を「気候変動による降雨量の増加などを考慮したもの」に見直し、集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、地域の特性に応じ、①氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策をハード・ソフト一体で多層的に進める。

① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

雨水貯留機能の拡大

〔国・市・企業・住民〕
雨水貯留浸透施設の整備、
ため池等の治水利用

集水域

流水の貯留

〔国・県・市・利水者〕
治水ダムの建設・再生、
利水ダム等において貯留水を
事前に放流し洪水調節に活用

河川区域

〔国・県・市〕
土地利用と一体となった遊水
機能の向上

持続可能な河道の流下能力の維持・向上

〔国・県・市〕
河床掘削、引堤、砂防堰堤、
雨水排水施設等の整備

氾濫水を減らす

〔国・県〕
「粘り強い堤防」を目指した
堤防強化等

② 被害対象を減少させるための対策

リスクの低いエリアへ誘導/
住まい方の工夫

〔国・市・企業・住民〕
土地利用規制、誘導、移転促進、
不動産取引時の水害リスク情報提供、
金融による誘導の検討

浸水範囲を減らす
〔国・県・市〕
二線堤の整備、
自然堤防の保全

氾濫域



③ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

土地のリスク情報の充実
〔国・県〕

水害リスク情報の空白地帯解消、
多段型水害リスク情報を発信

避難体制を強化する

〔国・県・市〕
長期予測の技術開発、
リアルタイム浸水・決壊把握

経済被害の最小化

〔企業・住民〕
工場や建築物の浸水対策、
BCPの策定

住まい方の工夫

〔企業・住民〕
不動産取引時の水害リスク情報
提供、金融商品を通じた浸水対
策の促進

被災自治体の支援体制充実

〔国・企業〕
官民連携によるTEC-FORCEの
体制強化

氾濫水を早く排除する

〔国・県・市等〕
排水門等の整備、排水強化

3. 流域治水の推進について

現在の流域治水プロジェクト(2022.3策定)

鱒ヶ沢町を流れる3水系の流域全体を俯瞰し、県、町、関係機関等が一体となって、以下の手順で「流域治水」を推進する。
 【短期】 樹木伐採・河道掘削の集中実施、土砂災害対策の実施。既存ダムでの事前放流、森林整備・治山対策、その他ソフト対策等の推進。
 【中長期】 土砂災害対策を完了させるとともに各対策を継続実施し、地域全体の安全度向上を図る。

区分	対策内容	実施主体	工程	
			短期	中長期
氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策	河川改修	県	中村川	
	樹木伐採・河道掘削、堤防強化	県・町	集中実施	
	既存ダムにおける事前放流	県 等	赤石ダム	
	土砂災害対策	県	砂防堰堤、急傾斜地対策	
	森林整備・治山対策	県・町・森林管理署・森林整備センター	国有林・民有林	
	水田貯留	県・町 等	実施に向けた調整・検討	
被害対象を減少させるための対策	盛土構造物の保全	県・町	道路盛土 等	
被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	円滑かつ迅速な避難のための取組	県・町・気象台	浸水想定区域・ハザードマップ、ホットライン・タイムライン、防災教育 等	
	被害軽減のための取組	県・町	水防体制の強化、町庁舎等の機能確保 等	

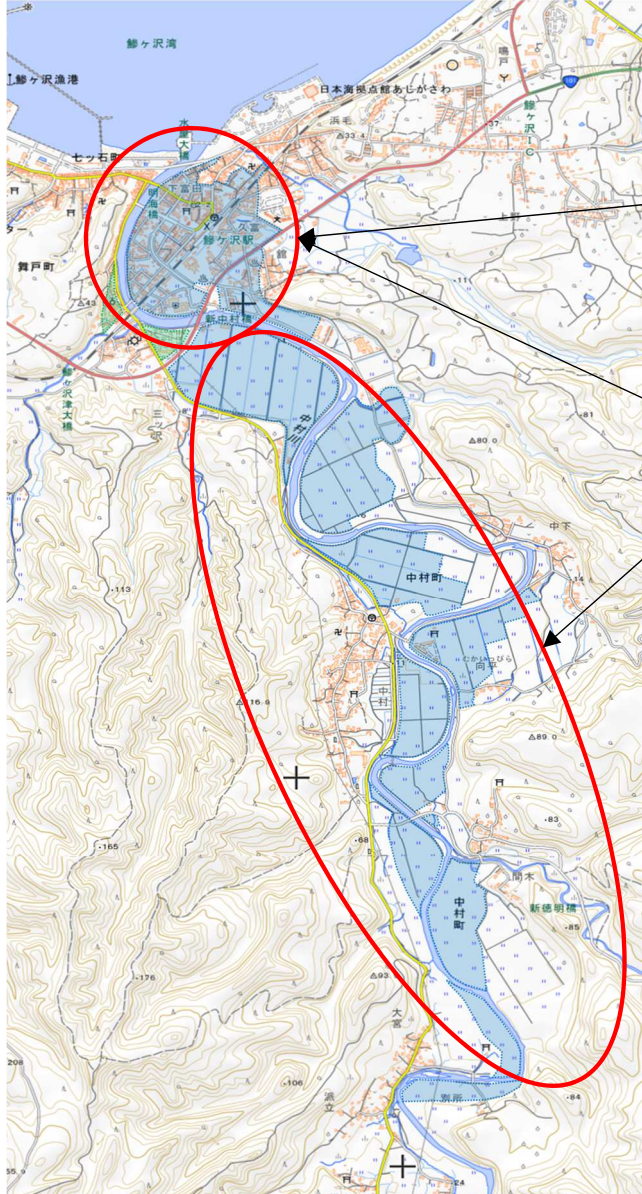
対策を具体化し、早期実施・加速化

- 河川管理者（青森県）は、中村川河川改修に注力して強力で推進します。
- 関係する皆様（県、町、森林部局、気象部局etc.）も既存計画も踏まえながら、中村川流域、地域のために一緒に汗をかいて、対策を具体化・実施し、流域治水の推進をお願いします。

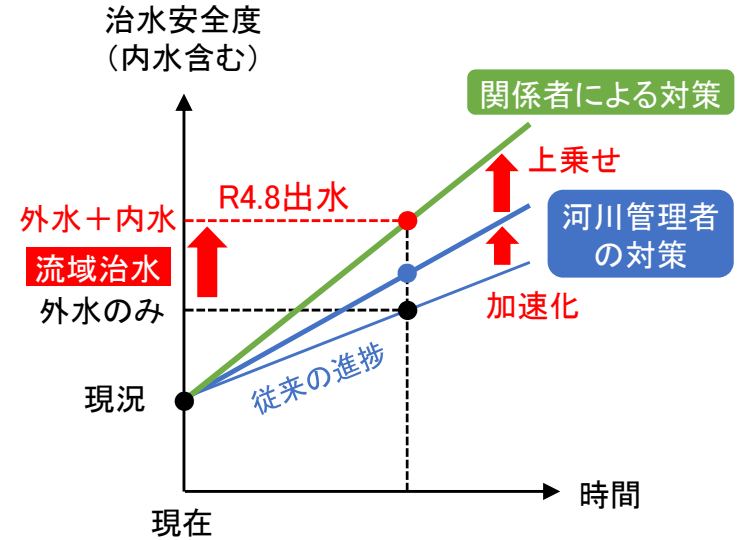
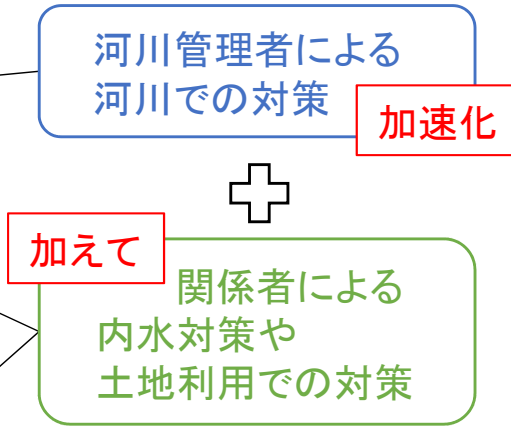
3. 流域治水の推進について

<流域治水対策の推進>

・流域治水の考えの下、流域内のあらゆる関係者が協働して、河川での対策の加速化に加え、ハード・ソフト両面から内水対策や土地利用による対策も実施し、中村川における「流域治水」を推進する。



○「流域治水」の推進イメージ



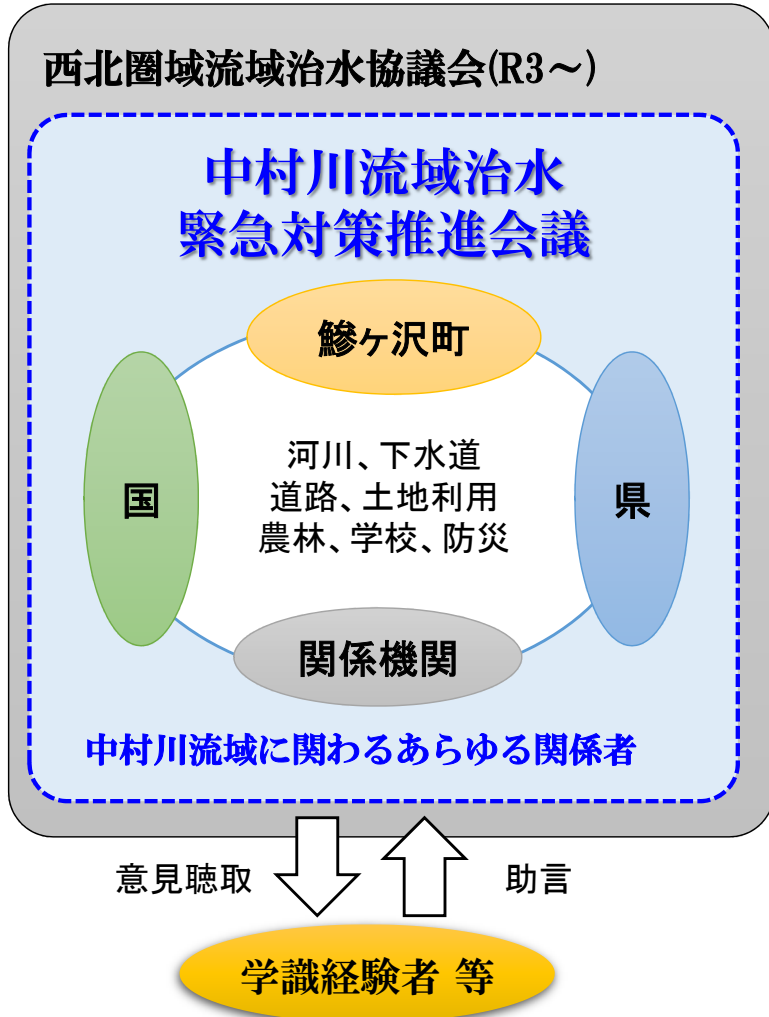
○ 対策の例

対策分野	ハード対策 氾濫防止・減少(制御)、流出抑制	ソフト対策 被害の防止・軽減
河川 (外水)	堤防整備、河道掘削 霞堤・二線堤、洪水調節施設	水位計、監視カメラ、浸水センサー 浸水想定図・ハザードマップ、リスクマップ 水防・避難
内水 (雨水)	下水道(雨水幹線、ポンプ等) 道路側溝、貯留浸透施設	
土地利用	道路盛土 水田貯留、ため池、貯留施設 森林整備	立地適正化計画、貯留機能保全区域 災害危険区域(開発規制)

3. 流域治水の推進について

<中村川流域治水 緊急対策推進会議の設置>

- 令和4年8月出水に対して緊急対策を推進するため「西北圏域流域治水協議会」の枠組みを活用し、**中村川流域の関係者からなる推進会議を設置**する。**緊急対策の実施期間は、概ね10年程度**とする。
- 鱒ヶ沢町、県、国、関係機関が協働し、河川、下水道、土地利用等の様々な**関係者が連携して緊急かつ強力に対策を展開**する。
- 推進会議の下に実務担当者からなるワーキンググループを設置するとともに、必要に応じて学識者等から意見を聴取する。



		緊急対策推進会議	ワーキンググループ (WG)
鱒ヶ沢町		町長	総務課長 建設管財課長 水道課長 農林水産課長 学校教育課長
国	東北森林管理局	津軽森林管理署長	森林技術指導官
	気象庁	青森地方気象台長	観測予報管理官
県	県庁	農林水産部長	農村整備課 計画審査GM 林政課 治山・林道GM
		県土整備部長	河川砂防課 企画・防災GM 河川・海岸GM ダムGM 砂防GM
			都市計画課 下水道GM 都市計画・景観GM 建築住宅課 建築指導GM 道路課 企画・市町村道GM
		危機管理局長	防災危機管理課 防災企画GM
	西北地域県民局	地域農林水産部長 地域整備部長 鱒ヶ沢道路河川事業所長	農村計画課長 鱒ヶ沢道路河川事業所 総括主幹
関係機関	森林整備センター	東北北海道整備局長	青森水源林整備事務所長
	JR東日本	秋田支社 設備部長	秋田支社設備部 部外協議GL 東北建設PMO 北東北PJC MG
アドバイザー	東北地方整備局	河川部	

「西北圏域流域治水協議会」規約第5条第4号の規定により「その他、流域治水に関して必要な事項」として本会議を設置

4. 今後のスケジュール（事務局案）

西北圏域流域治水協議会(R3.6.2設立)

今後の状況等により変更となる場合があります

中村川の流域治水に特化
緊急かつ強力に対策を推進

第3回西北圏域流域治水協議会(R4.8.10開催)

令和4年8月豪雨災害発 (R4.8.2~3、9~10)

第4回西北圏域流域治水協議会(R4.10.27開催)

緊急対策推進会議 設立準備会(R4.11.15)

第1回中村川流域治水
緊急対策推進会議 (R4.11.25設置)

議事

- ・緊急対策推進会議（設立趣意書、規約確認）
- ・8月出水の振返りと流域治水の推進について
- ・今後の進め方

緊急対策推進会議 第1回WG(R4.12予定)

第2回推進会議 (R5.1予定)

議事

- ・対策目標の共有
- ・対策メニュー(案)の共有
- ・合同現場調査

緊急対策推進会議 第2回WG(R5.2~3予定)

第3回推進会議 (R5.3予定)

議事

- ・対策メニューの決定
- ・対策実施期間の共有

令和5年度出水期 (R5.6~)

概ね10年程度を緊急対策期間として位置付け、適時、推進会議とWGを開催

令和4年度

継続